

News Release



「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の 届出について

平成25年12月2日
北陸電力株式会社

当社は、本日（12月2日）、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画^{*1}」を、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ましたので、お知らせします。

当社は、本年9月の原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）関係法令の改正に基づく「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「計画」という。）の修正について、石川県、志賀町及び富山県との協議^{*2}が終了したことから、計画を修正し、届出^{*3}を行うこととしました。（11月29日お知らせ済）

本日（12月2日）、修正した計画を、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届け出ました。

当社は、引き続き志賀原子力発電所のより一層の安全確保に取り組んでまいります。

以上

添付資料 「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

※1 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項に基づき、志賀原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定めた計画。

※2 石川県、志賀町及び富山県との協議

原災法第7条第2項において、原子力事業者は、計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者の所在都道府県（石川県）、所在市町村（志賀町）及び関係周辺都道府県（富山県）に計画の案を提出して協議しなければならないことを規定。

※3 計画の届出

原災法第7条第3項において、原子力事業者は、計画を修正したときは、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届出なければならないことを規定。